

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：埴町

1.全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.7%
全職員	62.3%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	97.4%
課長補佐相当職	100.8%
係長相当職	98.6%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	91.7%
26～30年	95.8%
21～25年	94.3%
16～20年	—
11～15年	93.0%
6～10年	98.4%
1～5年	98.5%

【説明欄】

<ul style="list-style-type: none">・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」において数値が低い原因は、<u>男性職員における再任用職員の比率が50.3%を占めており給与水準が高いこと</u>に対して、女性職員における再任用職員等の比率は4.7%であるため。・全職員における男女の給与の差異が大きくなっているが、女性職員について給与水準の低い<u>任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）の比率が半数以上（約61.0%）を占めており、女性の平均給与額算定において影響が大きい</u>ためである。・役職段階別の課長補佐相当職において数値が100%を超える原因は、女性の課長補佐相当職において<u>専門職（保育士、幼稚園教諭等）の割合が66.6%と半数以上を占めており、専門職において課長相当職に昇格するケースは少ないこと</u>から、結果として課長補佐相当職の給与水準が高くなるため。 また、男性職員において、<u>若年齢で課長補佐相当職に昇格させるケースがあり、平均給与額は女性職員と比べると低い水準となっている</u>ため。・勤続年数別の「16～20年」区分について、一方の性別の該当職員がいないため記載していない。・パートタイム会計年度任用職員のうち、<u>日額または時間額で報酬を支給する職員については、勤務時間や勤務日数が多様であり、一律に比較をすることに適していないため除外している</u>。
--

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。